

# 青森県報

第四千三百二十二号

平成二十九年  
七月十日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 生活保護法による指定介護機関の名称及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(健康福祉課) ……一
- 生活保護法による指定介護機関の名称及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……二
- 生活保護法による指定介護機関の名称変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び居宅介護事業所の所在地変更の届出……………(同) ……三
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称及び介護予防事業所の所在地変更の届出……………(同) ……四
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の名称変更の届出……………(同) ……五
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……五
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……六
- 保安林の指定予定……………(林政課) ……六
- 右 同……………(同) ……六

### 公 告

## 告 示

### 青森県告示第四百六十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	区 分	
				名 称	居 宅 介 護 事 業 者
社会福祉会 法人愛成	社会福祉会 法人弘前 愛成園	社会福祉会 法人愛成	社会福祉会 法人弘前 愛成園	主たる事務 所の所在地	居宅介護 事業の種 類
〃	〃	〃	弘前市大字 豊原一丁目 一の三	訪問看護 ステーション 自ケ丘	居宅介護 事業所
通所介護	〃	〃	弘前市大字 金属町五の 三〇	訪問看護 ステーション 自ケ丘	居宅介護 事業所
〃	〃	〃	弘前市大字 豊原一丁目 一の二	訪問看護 ステーション 自ケ丘	居宅介護 事業所
〃	〃	〃	〃	〃	変 更 年 月 日
〃	〃	〃	〃	〃	平成 二九・四・一

- 特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……七
- 右 同……………(同) ……七
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(道路課) ……七

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 オール	株式会社 エコー	株式会社 エコー	株式会社 エコー	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人愛成
青森市青柳 二丁目四の	青森市青柳 二丁目四の	青森市青柳 二丁目四の	青森市青柳 二丁目四の	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	特定施設 入居者生 活介護	特定施設 入居者生 活介護	〃	〃	訪問介護	訪問介護	訪問介護	短期入所 生活介護
ヘルパー シヨーン りおる	ヘルパー シヨーン りおる	ヘルパー シヨーン りおる	ヘルパー シヨーン りおる	養護老人 ホーム弘 前清園	養護老人 ホーム弘 前清園	〃	〃	自由ヶ丘 ホームケ ンテール ンテール	自由ヶ丘 ホームケ ンテール ンテール	自由ヶ丘 ホームケ ンテール ンテール	弘前市静光 園ホーム シヨーン シヨーン
北柳野柳 九階の字 二階の字	北柳野柳 九階の字 二階の字	北柳野柳 九階の字 二階の字	北柳野柳 九階の字 二階の字	弘前市大 字五の	弘前市大 字五の	〃	〃	弘前市大 字五の	弘前市大 字五の	弘前市大 字五の	弘前市大 字五の
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉 会法人愛成	名称							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	主たる事務 所の所在地
訪問介護 予防	種類							
ヘルパー シヨーン	名称							
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	所在地
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	変更 年月日

青森県告示第四百六十五号  
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百六十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

Table with 8 columns: 変更後, 変更前, 変更後, 変更前, 変更後, 変更前, 変更後, 変更前. It lists changes in social welfare facilities, including names, addresses, and types of care.

平成二十九年七月十日

Table with 4 columns: 変更後, 変更前, 区分, 名称. It lists changes in residential care support facilities, including names and locations.

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第四百六十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。（第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 4 columns: 変更後, 変更前, 区分, 名称. It lists changes in residential care facilities, including names and locations.

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 エコー		社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園
五十一番 一和町六 一和田市東 の		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
訪問介護		特定施設 入居者生 活介護	〃	〃	〃	訪問介護	〃	短期入所 生活介護	〃	〃	通所介護
「な」 「ンテ」 「ー」 「き」 「ず」	田井十和 市東一 番五十一 丁目	養護老人 ホーム弘 前温清園	自由ヶ丘 ホーム ハイム シヨス	自由ヶ丘 ホーム ハイム シヨス	自由ヶ丘 ホーム ハイム シヨス	弘前市東 区静光 園ホーム シヨス	弘前市東 区静光 園ホーム シヨス	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所
「ゾ」 「ー」 「ト」 「き」	一和町六 番五十一 丁目	弘前市大 字五の 一	弘前市大 字五の 三〇	弘前市大 字五の 三〇	弘前市大 字五の 三〇	〃	〃	〃	〃	〃	弘前市大 字一の 二丁目
〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	区分
社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	社会福祉 会法人愛成	社会福祉 会法人弘前 愛成園	名称 主たる事務 所所在地
〃	〃	〃	〃	弘前市大 字一の 三〇	弘前市大 字一の 三〇	介護予防 事業の種 類
短期入所 生活介護	短期入所 生活介護	通所介護	通所介護	訪問看護	訪問看護	名称 所在地
弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市東 区静光 園短期入 所生活介 護事業所	弘前市大 字五の 三〇	弘前市大 字五の 三〇	年月日 変更
〃	〃	〃	〃	平成 二九・四 ・一	平成 二九・四 ・一	

青森県告示第四百六十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例」による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
株式会社 エコー		社会福祉 法人愛成 会	社会福祉 法人弘前 愛成園	社会福祉 法人愛成 会	社会福祉 法人弘前 愛成園	社会福祉 法人愛成 会	社会福祉 法人弘前 愛成園
一十和田市東 五番町六の			〃		〃		〃
介護予防 訪問介護		介護施設 特定居 生活介 護			〃		介護予 防訪問 介護
J A 十和 田おい せほら ヘルプ センター 「さず な」		養護老人 ホーム弘 前温清園		自由ヶ丘 ホーム ヘルパ ーシ ョ		弘前静 光園 ヘル パー シ ョ	
一十和田市大 字三本木 一本高サ 九の付一 ビスサリ 者住宅「 ズナ」内	一十和田市東 五番町六の	弘前市大 字五の		弘前市大 字五の 金属 三〇			
〃		〃		〃		〃	

青森県告示第四百六十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から名称を変更した旨の届出があったので、

例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	
		名称	居宅介護支援事業所
社会福祉 法人愛成 会	社会福祉 法人弘前 愛成園	主たる事務 所所在地	居宅介護支 援事業所
	弘前市大 字豊原 一丁目一 の三	名 称	
	愛成居宅 介護支 援事業 所	所 在 地	
	弘前市大 字豊原 一丁目一 の二	変 更 年 月 日	
	平成 二九・四 ・一		

青森県告示第四百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は 名称	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの種 類	居宅サ ビス事業を行 う所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法 人桜美会	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字建 石四の 一八	短期入 所生活 介護	特別養 護老 人ホーム ひばり 野	西津軽郡 鰺ヶ沢 町大字建 石四の 一八	二九・七 ・一
社会福祉法 人十和田 湖会	十和田市 大字奥 二丁目 九	短期入 所生活 介護	シヨ ート ス テイ キ ヤ ン ぱ す	十和田市 大字相 四の九 字小林 一	平成 二九・六 ・三〇

青森県告示第四百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防の種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定年月日	
	社会福祉法人桜美会	西津軽郡鰺ケ沢町大字建石町字雲雀野一四の八				介護予防短期生活介護
	社会福祉会	十和田市大字奥瀬字下川目二の九	介護予防短期生活介護	シヨートステイキヤンぱす	一坂字小林九四の四	平成二九・七・一

青森県告示第四百七十二号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字石川字西ノ沢二の一六四・二の一六五・字手代平一の六一・一の六二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第四百七十三号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

弘前市大字小沢字大畑沢一の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人SEEDS NETWORK

三 代表者の氏名

大西 晶子

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字紙漣町四の六

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県内の地域住民に対し、社会や行政と連携、協働しながら、地域を超えて互いにエンパワメントするネットワークの構築や生活満足度の向上に関する事業を行い、地域の振興、人材の育成及び自然の恩恵を利用した産業の活性化に向けて持続可能な社会の実現を図るとともに、互いの人権を尊重し、各人の個性、能力、知識及び経験を生かす場やだれもが暮らしやすい環境の構築に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人豊穰の杜

三 代表者の氏名

浜田 繁

四 主たる事務所の所在地

上北郡東北町上北南一丁目二の九三

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業を行い、知的障害者に就労の機会を提供するとともにその知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、知的障害者を持つ者が健やかで安心して暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十九年七月十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 特定役務の名称及び数量

1 特定役務の名称

低濃度PCB含有廃棄物処理（運搬・処分）業務委託

2 数量

塗膜片等廃棄物混入土砂（二百リットルドラム缶入り、内容量二百七十五キログラム程度（ドラム缶重量を含む））千缶

- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県土整備部道路課  
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成二十九年六月十二日
- 五 落札者の名称及び住所  
(処分事業者)  
三池製錬株式会社  
福岡県大牟田市新開町二の一  
(収集・運搬事業者)  
日本通運株式会社  
東京都港区東新橋一丁目九の三
- 六 落札金額  
五千三百九十五万千六百七十四円
- 七 落札者を決定した手続  
入札説明書の要件要求を全て満たした者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十九年四月二十一日

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭